

【他の自治体の参考事例】

資料 1 - 2 参考 2

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [土地・住まい・交通](#) > [公共交通](#) > グループタクシーの申請を受け付けています

グループタクシーの申請を受け付けています

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2016年9月1日更新 Tweet [シェア 0](#)

交通不便地域にお住まいの65歳以上の方を対象に、移動手段確保のため、タクシー利用券を交付します。

市では、駅やバス停などから離れた公共交通の利用が不便な地域にお住まいの高齢者を対象に、タクシーを共同で利用する仕組みづくりに向けて、タクシー利用券を交付しています。

この事業は、グループをつくり、買物や通院など一般タクシーを利用される際に、タクシー運賃から、利用券の金額を差し引いた料金を、乗り合わせた方々で負担していただくものです。

お1人でも利用券が使用できますが、1乗車につき1人1枚のみの使用となりますので、相乗りすればするほど、お得にタクシーが利用できます。

対象者は、次の条件をすべて満たした方です。

1. この年度末までに65歳以上の方
2. 自宅からいちばん近い駅やバス停等まで1.0キロメートル(この年度末までに75歳以上の方は700メートル)以上距離がある方
※駅やバス停等からの距離が要件を満たさない場合であっても途中で坂道がある場合などは考慮され、対象となる場合があります。
3. 福祉タクシー割引券、おでかけサポートタクシー利用券を受給していない方

交付をご希望される場合は、是非、交通政策課までご連絡ください。

関連書類 ※ダウンロードします。

- [山口市グループタクシー利用促進事業実施要綱 \[PDFファイル/258KB\]](#)
- [山口市グループタクシー利用券申請書兼受領書 \[PDFファイル/159KB\]](#)

意見をお聞かせください

お求めの情報が十分掲載されていませんか？

十分だった 普通 情報が足りない

ページの構成や内容、表現は分かりやすいものでしたか？

分かりやすい 普通 分かりにくい

この情報をすぐに見つけることができましたか？

すぐに見つけた 普通 時間がかかった

良かった点や悪かった点を具体的にお聞かせください。

※1ブラウザでCookie（クッキー）が使用できる設定になっていない、または、ブラウザがCookie（クッキー）に対応していない場合はご利用頂けません。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

このページに関するお問い合わせ先

交通政策課

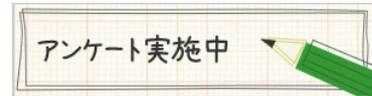
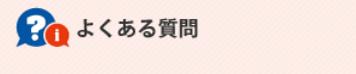
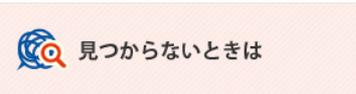
〒753-8650 山口市亀山町2番1号 2階

交通政策担当

Tel：083-934-2729

Fax：083-934-2959

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

[前のページに戻る](#)[このページのトップへ](#)